

項 目	情報公開条例との整合性を図るための不開示情報の調整
規定上の 変更点	不開示情報について、情報公開条例との整合性を図るための不開示情報の調整を行うことができる
分 類	②施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項（法第 78 条第 2 項）

1 改正法の趣旨

- 情報公開条例では開示されることとされている情報が、法第 78 条第 1 項各号で不開示として規定されている場合、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報から除くことが可能
- 情報公開条例では開示しないこととされている情報が、法第 78 条第 1 項各号において不開示情報として規定されていない場合も、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報に追加することが可能

（QA 5-4-1）

2 本市の情報公開条例上の不開示情報と改正法上の不開示情報の比較

条文の対照表については別紙 1を参照

（1）法令秘情報 【条例：あり 改正法：なし】

法第 78 条第 1 項各号の不開示情報により対応可

改正法においては、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、法第 78 条第 1 項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があるとしている。（QA 5-4-3）

よって、法令秘情報を不開示情報と定めなかったとしても、実質的に不開示かどうかの判断は可能である。

本市における法令秘情報の具体例

○児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 7 条 通告者の情報

→改正法においては法第 78 条第 1 項第 7 号事務事業執行情報として整理可能

※ 通告者が個人である場合には開示請求者以外の個人に関する情報でもあるが、通告者は学校、保育所、警察等もなり得るところ、個人であることが分かることによって通告者の特定につながることも想定されるため、一律で事務事業執行情報とする必要があると考える。

（2）本人の不利益になるおそれのある情報 【条例：なし 改正法：あり】

情報公開条例においては、個人に関する情報に該当するため対応不要

情報公開条例に規定はないが、個人情報保護条例には規定がある。

本人の不利益になるおそれのある情報については、本人に関する情報であり、情報公開条例における公文書開示請求においては、個人に関する情報として不開示とされることが想定されることから、条例改正の対応は不要である。

なお、個人情報保護条例の解釈・運用と改正法の解釈・運用に大きな差異はない。

- ◇ 個人情報保護条例第 15 条第 2 号（個人情報保護事務の手引その 1 P104）
- ◇ 法第 78 条第 1 項第 1 号（事務対応ガイド P204）

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報 【条例・改正法：あり】

規定に大きな違いはないことから、対応不要

情報公開条例の解釈・運用と改正法の解釈・運用に大きな差異はない。

※ 改正法の開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報から除かれる情報の「法令の規定により（略）知ることが予定されている情報」の法令については、条例も含まれる（事務対応ガイド 6-1-3-1-1 (3)）ことから、情報公開条例「法令若しくは他の条例の規定により」と相違ない。

- ◇ 情報公開条例第 7 条第 2 号（情報公開事務の手引 P31）
- ◇ 法第 78 条第 1 項第 2 号（事務対応ガイド P204）

(4) 法人等情報 【条例・改正法：あり】

規定に大きな違いはないことから、対応不要

情報公開条例の解釈・運用と改正法の解釈・運用に大きな差異はない。

- ◇ 情報公開条例第 7 条第 3 号（情報公開事務の手引 P35）
- ◇ 法第 78 条第 1 項第 3 号（事務対応ガイド P207）

(5) 公共安全維持情報 【条例：あり 改正法：なし】

法第 78 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 7 号の解釈で対応可

情報公開条例「人の生命、身体又は財産の保護」について、その情報が開示請求者本人の者であった場合は改正法の本人の不利益になるおそれのある情報（第 1 号）該当、本人以外の場合は開示請求者以外の個人に関する情報（第 2 号）該当で不開示とする対応が可能である。

なお、「犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」について、個人に関する情報であれば前記のとおりとし、その他の情報については事務事業執行情報（第 7 号）に該当で不開示とする対応が可能である。

- ◇ 情報公開条例第 7 条第 4 号（情報公開事務の手引 P38）

(6) 審議、検討、協議情報 【条例・改正法：あり】

規定に大きな違いはないことから、対応不要

情報公開条例の解釈・運用と改正法の解釈・運用に大きな差異はない。

- ◇ 情報公開条例第 7 条第 5 号（情報公開事務の手引 P39）
- ◇ 情報公開条例第 7 条第 6 号（事務対応ガイド P213）

(7) 事務事業執行情報 【条例・改正法：あり】

規定に大きな違いはないことから、対応不要

情報公開条例の解釈・運用と改正法の解釈・運用に大きな差異はない。

※ 個人情報保護条例第 15 条第 7 号ウ「個人の評価、判定、選考、診断、相談等を伴う事務」については、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書該当として整理することが可能である。

◇ 情報公開条例第 7 条第 6 号（情報公開事務の手引 P40）

◇ 法第 78 条第 1 項第 7 号（事務対応ガイド P214）

(8) 国の安全等に関する情報 【条例：なし 改正法：あり】

市が開示決定等をする場合には適用がない

◇ 法第 78 条第 1 項第 4 号（事務対応ガイド P209）

(9) 公共の安全等に関する情報 【条例：なし 改正法：あり】

市が開示決定等をする場合には適用がない

◇ 法第 78 条第 1 項第 5 号（事務対応ガイド P211）

4 情報公開条例との整合性を図るための不開示情報の調整に関する本市の方向性

不開示情報の調整は行わないこととする。

改正法と情報公開条例上の不開示情報について、異なる条文はあるものの、実務上これまで開示としていたものが不開示又はこれまで不開示としていたものが開示となるようなものはないことから、根拠規定が異なることはあっても開示・不開示自体の判断に影響は生じないため、不開示情報の調整は行わない。